

議案第95号

北はりま田園空間博物館総合案内所の管理に係る指定管理者の指定について

指定管理者として次の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日

西脇市長 片山象三

1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人 北はりま田園空間博物館

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

施設の名称	位置
北はりま田園空間博物館総合案内所	西脇市寺内 517番地の1

3 管理を行わせる期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

参考資料（議案第95号関係）

北はりま田園空間博物館総合案内所指定管理者候補者の概要

1 団体名 特定非営利活動法人 北はりま田園空間博物館
代表理事 藤原 晃

2 所在地 西脇市寺内 517番地の1

3 設立年月日 平成14年11月14日

4 設立目的

「地域全体が博物館」という基本理念に基づき、西脇市及び多可町を「北はりま田園空間博物館」の対象とし、地域内に存在する地域資源を展示物に見立て、情報発信活動を通じて、地域内外の交流を促進することで、まちづくりの推進、文化の振興、環境の保全等地域の活性化に寄与することを目的とする。

5 主な活動内容

(1) 特定非営利活動

ア 北はりま田園空間博物館に関する情報発信

イ 北はりま田園空間博物館を構成するサテライトの認定及び運営支援

ウ 北はりま田園空間博物館に関する取組の企画、立案及び運営

エ 北はりま田園空間博物館に関する普及啓発

オ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

特産品等の販売